

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（3万円/1世帯）のご案内



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和5年5月1日（基準日）に宗像市在住の「住民税均等割非課税世帯」や「令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯」を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

令和5年7月7日（金）頃より順次本給付金を支給

支給対象と申請（手続き）の有無

支給対象となる世帯

（令和5年5月1日（基準日）に宗像市在住で、いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
または給付金支給対象の可能性のある世帯
（未申告の方や令和5年1月2日以降に
転入した方がいる等）

令和5年1月～9月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯（家計急変世帯）

「申請書」が届きます

- 支給要件（裏面）をご確認ください
- 支給対象の場合は申請書をご提出ください

ご提出期限

令和5年9月29日（金）必着

詳しくは裏面「1」へ

申請が必要です

申請期限

令和5年9月29日（金）必着

【申請書配布場所】

- 宗像市役所（1階ロビー特設窓口）
- 宗像市ホームページ



詳しくは裏面「2」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

宗像市より「申請書」が届いた世帯（給付金支給対象の可能性のある世帯）

●支給要件

- ①R5.5.1時点（基準日）で宗像市に住民登録がある世帯
- ②世帯全員がR5年度の住民税（均等割）が非課税と判断される世帯

●支給要件に該当する方は、**申請が必要です**。

2 予期せず収入が減少し、家計が急変したことで世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

●**給付金を受け取るには、申請が必要**です。

【家計急変世帯】…令和5年1月～9月に、予期せず収入の減少があり、住民税が非課税相当となった世帯に対し支給します。

※定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等、収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は申請できません。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかかな月の収入減少により、給付を申請した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

【1・2共通】

●申請書配布場所

宗像市役所（1階ロビー特設窓口）又はホームページからダウンロード

●申請書に必要事項を記入して、添付書類(※1)と一緒に、郵送または特設窓口にご提出ください。

※1 添付書類の詳細については、宗像市価格高騰緊急支援給付金コールセンターにお問い合わせください！

●提出期限：**9月29日（金）必着**

申請書（裏面）の「誓約・同意事項」を必ずご確認ください！



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください！

お問い合わせ

宗像市 価格高騰緊急支援給付金コールセンター または 宗像市役所1階ロビー特設窓口



0940-36-9366

受付時間 8:30～17:00（土日祝を除く）



宗像市ホームページ